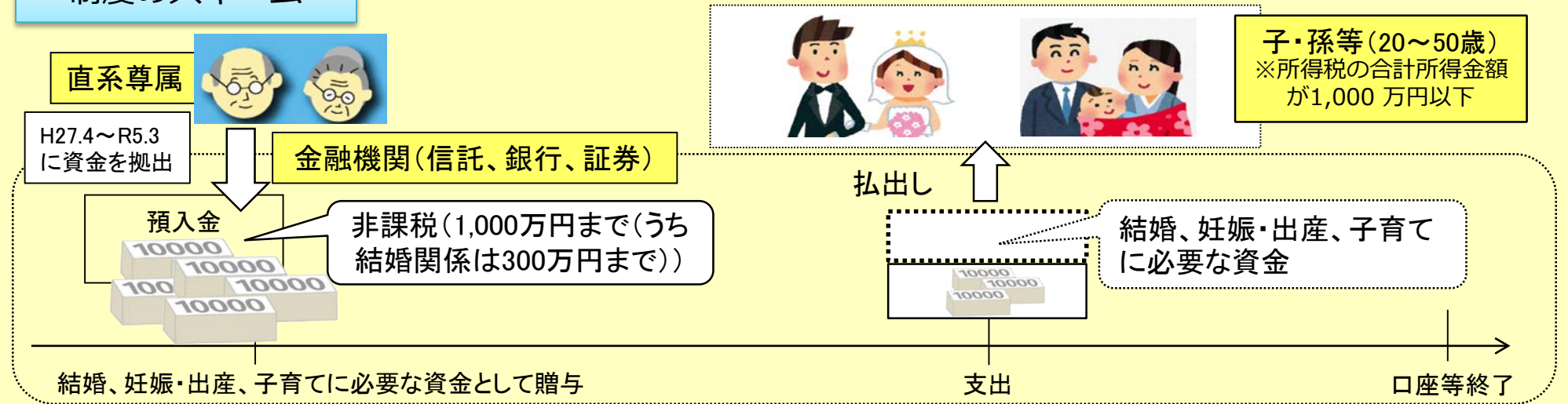


結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

制度の概要

○直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。

制度のスキーム



資金使途

- 【結婚関係】 ・ 婚礼に係る費用 ・ 家賃等に係る費用 ・ 引越しに係る費用
【妊娠・出産、子育て関係】 ・ 不妊治療に係る費用 ・ 妊娠に係る費用 ・ 出産に係る費用
・ 産後ケアに係る費用 ・ 子の医療費に係る費用 ・ 子の育児に係る費用

残高の課税

- ①期間中に贈与者が死亡した場合には、残高を贈与者の相続財産に加算。
- ②受贈者が50歳到達時に終了。残高は贈与税課税。

非課税の対象となる費目の詳細

分類		具体的な費目	対象	備考
結婚	婚礼	会場代、衣装代、飲食代、引き出物代、写真・映像代、演出代、装飾代、ペーパーアイテム、人件費など、挙式や披露宴の開催に必要な費用	○	・入籍日の1年前以降の支払
		結婚情報サービスの利用など婚活に要する費用、両家顔合わせ・結納式に要する費用、指輪代、エステ代、交通費・宿泊費、新婚旅行代	×	
	家賃等	賃料、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料など、結婚を機に受贈者が新たに物件を賃借する際に要する費用	○	・入籍日から1年前後以内に受贈者名義で契約した賃貸借契約 ・契約日から3年以内の支払
		地代、光熱費、家具・家電など設備購入費	×	
	引越し	結婚を機に受贈者が新たな物件に転居するための引越し費用	○	・入籍日の1年前後以内の引越し
		不用品の処分代、引越しのためのレンタカー代、友人に頼んだ場合の費用	×	
子育て	妊娠	人工授精など不妊治療・医薬品(処方箋に基づくものに限る。)に要する費用	○	・配偶者も対象 ・公的助成を受けていても可(実際に支払った額が非課税)
		妊婦健診、妊娠に起因する疾患の治療・医薬品(処方箋に基づくものに限る。)に要する費用	○	
	出産	分べん費、入院費、検査・薬剤料、処置・手当料、その他出産のための入院から退院までに要する費用。出産に起因する疾患の治療・医薬品(処方箋に基づくものに限る。)、産婦健診に要する費用	○	
		産後ケアに要する費用	○	
	子育て	受贈者の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品(処方箋に基づくものに限る。)に要する費用	○	
		受贈者の子の入園料、保育料、施設設備費、入園のための試験に係る検定料、在園証明その他記録に係る証明に係る手数料、行事への参加に要する費用、食事の提供に要する費用、その他育児に伴って必要な費用 ※支払先 幼稚園、保育所(認可・認証・指導監督基準を満たす認可外)、認定こども園、ベビーシッター(届出した事業者など)、小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業などを行う施設、乳児院・母子生活支援施設・児童厚生施設・障害児入所施設などの児童福祉施設	○	